

一園一室木のぬくもり推進モデル 事業の審査について

1 審査の考え方

申請のあった本事業の実施計画書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定する。

2 審査基準

- ①地域交流の場が設定されているか。
- ②「おおさか材」の需要拡大につながる波及効果が見込まれるか。
- ③木材が持つ長所を活かした施工内容となっているか。
- ④事業経費に妥当性があるか。
- ⑤整備後の維持管理体制が適切に計画されているか。
- ⑥「おおさか材」の使用割合及び使用量、木質化面積。

3 審査方法

- (1) 審査にあたっては、事務局からの事業計画内容等の説明および部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。

(あらかじめ各委員に審査資料を送付し、事前にワークシートを作成いただく)

- (2) 審査は、上記基準に基づき応募のあった事業者について、次の項目ごとに行う。

審査項目	評価の基準	配点	評価
①地域交流	・地域に開放される機会が設けられているなど、地域交流の場が設定されているか	5	5点:非常に優れている 4点:優れている 3点:概ね認められる 2点:やや不十分である 1点:不十分である
②おおさか材のPR・波及効果	・「おおさか材」の良さを広く普及するための取組みが計画されているか	5	
③木材の特性	・木材の持つ特性が発揮されるような施工内容となっているか(塗料を使用せず無垢のものにするなど、子どもが木材の持つ良さを感じられる施工内容となっているか等)	5	
④事業経費	・整備費用について、十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか	5	
⑤維持管理	・木材の特性を活かしたメンテナンスが計画されているか(子どもが床の拭き掃除をするなど、木材に親しむ機会を設けたメンテナンスが計画されているか等)	5	
⑥(加点項目) 「おおさか材」の使用状況等	・全木材使用量に対する「おおさか材」の割合 ・「おおさか材」の使用数量 ・木質化面積	25	
評価点合計		50	

- (3) 各審査委員の評価点の合計点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。
ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- (4) 審査にあたっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則として採択しない。（下限値：各委員の①～⑤の評価点合計の平均値10点）
また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外する。